

# 虐待防止委員会運用指針

## 委員会の目的

虐待防止委員会は、利用者の安全と人権擁護のため、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

## 委員会委員

委員は以下のとおりとする。

委員長	代表理事（法人・虐待防止責任者）
委員	就労支援日々生 管理者（虐待防止責任者）
〃	放課後等デイサービスきずなクラブ府中 管理者（虐待防止責任者）
〃	放課後等デイサービスきずなクラブ 管理者（虐待防止責任者）
〃	放課後等デイサービス 日々生 管理者（虐待防止責任者）
委員	児童発達支援きずなクラブきつず 管理者（虐待防止責任者）
第三者委員	安芸ソーシャルサポートの会苦情等申立先第三者委員
第三者委員	安芸ソーシャルサポートの会苦情等申立先第三者委員

※虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

※第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する。

## 委員会の開催

- (1) 委員会は、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する協議事項が生じた都度に随時開催する。
- (2) 法人事業所内で虐待事例が発生したときには、必ず開催する。
- (3) 会の開催の必要がある時は、委員長が招集し開催する。

## 委員会の役割

- (1) 委員会は、虐待や不適切な身体拘束等が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識及び身体拘束等の適正化に対する意識の向上や知識を周知するための研修を開催し、虐待等のない施設環境づくりを目指す。
- (2) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導する。
- (3) 委員会は、利用者の虐待等の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、虐待等防止の対応・対応策及び改善を図る。

## 附則

当施設の身体拘束等の適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表する。

この指針は、令和3年4月1日より施行する。